

## 学位論文内容の要旨

学位申請者	<p style="text-align: center;">佐々木 満実 【比較社会文化学専攻 平成22年度生】</p>	要 旨
論文題目	秦代・漢初の婚姻と家族 ―国家との関係から見る	<p>中国古代の国家や社会を考える上で、家族の問題は重要なファクターとして注目を集め、多くの研究が行われてきたが、「家族」関係がいかに関立するか、いかなる関係の者が家族と見なされるのか、といった点については、十分に関心が払われてこなかった。本研究では、出土簡牘史料を使用し、家族関係成立の契機となる「婚姻」を中心に、法的な「家族」の枠組みから、また時期的な変化に留意して、秦から漢初の時期の家族につき考察を行った。</p> <p>第一部では考察の前提として、法制関係の史料で「家族」に言及される際の枠組みとなる諸制度につき、従来の諸学説を整理検討し、自らの見解を示した。第一章では、刑罰制度における身体刑から労役刑への変化、第二章では刑徒身分の人々の家族形成の可否について、第三章では爵制における妻子の法的身分、などの問題を考察した。</p> <p>第二部の諸章では、「夫妻」関係及びその形成の契機となる「婚姻」について検討した。第四章では、「夫妻」関係の形成に対する国家の関与について検討し、私的な社会的関係としての夫妻関係の成立には国家は関与しなかったものの、逃亡者との婚姻など犯罪に関連する場合や主奴間の婚姻など社会倫理に反する場合には婚姻解消などの介入を行ったことを指摘した。第五章では、夫の爵位と妻の法的身分との関係などを検討し、第六章では、夫の戸籍に入らない妻など、妻のあり方の多様性を指摘した。</p> <p>第三部では法的な「家族」の枠組みを扱い、第七章では「おやこ」関係の認定条件、第八章では犯罪処罰の際の連坐や没収における「家族」の範囲について検討した。</p> <p>以上を総合し、秦から漢初の変化として、国家による「家族」内部の上下秩序の強化、戸籍を超えた「家族」関係の把握といった趨勢を見出し、その背景として、「戸」が細分化されるなかで「家族」の把握を維持しようとする国家の姿勢を推定した。</p>
審査委員	(主査) 教授 岸本 美緒	
	教授 古瀬 奈津子	
	教授 三浦 徹	
	教授 伊藤 美重子	
	助教 大藪 海	